

新旧対照表

○ 道路交通法に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改定部分)

改定後	改定前	備考
処分基準 令和5年7月1日作成	処分基準 令和5年4月1日作成	
法令名 :道路交通法(5-11) 根拠条項 :第75条第2項 処分概要 :自動車の使用制限命令 原権者(委任先):千葉県公安委員会 法令の定め: 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)	法令名 :道路交通法(5-11) 根拠条項 :第75条第2項 処分概要 :自動車の使用制限命令 原権者(委任先):千葉県公安委員会 法令の定め: 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)	
処分基準: 別添のとおりである。	処分基準: 別添のとおりである。	
問い合わせ先: 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備考:	問い合わせ先: 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備考:	

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: center;">別添</p> <p>自動車の使用制限命令の処分量定の基準</p> <p>使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。</p> <p>1 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 処分対象行為 道路交通法施行令(以下「令」という。)第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。</p> <p>(2) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法(以下「法」という。)<u>第117条の2第2項第1号</u>若しくは<u>第2号、第117条の2の2第2項第1号から第3号まで、第118条第2項第3号</u>若しくは<u>第4号、第119条第2項第4号</u>、又は<u>第119条の2の4第2項</u>の違反行為をした者であること。 イ 自動車の運転者が令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。</p> <p>(3) 処分前歴 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は法第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。</p> <p>2 期間の計算 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。 なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年内にあるものについて計算するものとする。 また、1年間は、365日とするものとする。</p> <p>3 処分量定の基準 (1) 令第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。 (2) 処分対象行為等に付する基礎点数 ア 処分対象行為に付する基礎点数</p>	<p style="text-align: center;">別添</p> <p>自動車の使用制限命令の処分量定の基準</p> <p>使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。</p> <p>1 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 処分対象行為 道路交通法施行令(以下「令」という。)第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。</p> <p>(2) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法(以下「法」という。)<u>第117条の2第4号</u>若しくは<u>第5号、第117条の2の2第6号及び第7号、第118条第1項第4号</u>若しくは<u>第5号、第119条第1項第11号</u>、又は<u>第119条の2第1項第3号</u>の違反行為をした者であること。 イ 自動車の運転者が令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。</p> <p>(3) 処分前歴 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は法第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。</p> <p>2 期間の計算 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。 なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年内にあるものについて計算するものとする。 また、1年間は、365日とするものとする。</p> <p>3 処分量定の基準 (1) 令第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。 (2) 処分対象行為等に付する基礎点数 ア 処分対象行為に付する基礎点数</p>	

改定後	改定前	備考
<p>処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。</p> <p>イ 処分事情に付する点数</p> <p>(ア) 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。</p> <p>(イ) 処分事情のうち、前記1(2)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。</p> <p>(ウ) 使用者等の違反行為の考え方</p> <p> 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる使用者等の違反行為の考え方については、使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。</p> <p>(3) 処分量定の方法</p> <p> ア 点数計算の方法</p> <p> 処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。</p> <p> イ 処分期間の量定</p> <p> 処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 政令で定める基準との関係</p> <p> 前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。</p>	<p>処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。</p> <p>イ 処分事情に付する点数</p> <p>(ア) 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。</p> <p>(イ) 処分事情のうち、前記1(2)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。</p> <p>(ウ) 使用者等の違反行為の考え方</p> <p> 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる使用者等の違反行為の考え方については、使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。</p> <p>(3) 処分量定の方法</p> <p> ア 点数計算の方法</p> <p> 処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。</p> <p> イ 処分期間の量定</p> <p> 処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 政令で定める基準との関係</p> <p> 前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。</p>	

改定後			改定前			備考			
別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数									
区 分		点 数	区 分		点 数				
酒 酔	い 運 転	36点	酒 酔	い 運 転	36点				
麻 薬	等 運 転	36点	麻 薬	等 運 転	36点				
無 免	許 運 転	26点	無 免	許 運 転	26点				
無 資	格 運 転	16点	無 資	格 運 転	16点				
酒 気	帶 び 運 転	16点	酒 気	帶 び 運 転	16点				
過 労	運 転 等	16点	過 労	運 転 等	16点				
速 度	超 過 運 転	6点	速 度	超 過 運 転	6点				
放 置	駐 車 違 反	6点	放 置	駐 車 違 反	6点				
積載物重量制限 超 過 車両運転	10割以上	6点	積載物重量制限 超 過 車両運転	10割以上	6点				
	5割以上10割未満	4点		5割以上10割未満	4点				
	5割未満	2点		5割未満	2点				
積載物大きさ制限超過車両運転			積載物大きさ制限超過車両運転			2点			
積載方法制限超過車両運転			積載方法制限超過車両運転			2点			

改定後	改定前	備考																								
<p>別表2 交通事故に付する点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交 通 事 故 の 種 別</th><th>点 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 亡 事 故</td><td>40点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの</td><td>30点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)</td><td>20点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>建 造 物 損 壊 事 故</td><td></td></tr> </tbody> </table>	交 通 事 故 の 種 別	点 数	死 亡 事 故	40点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点	建 造 物 損 壊 事 故		<p>別表2 交通事故に付する点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交 通 事 故 の 種 别</th><th>点 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 亡 事 故</td><td>40点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの</td><td>30点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)</td><td>20点</td></tr> <tr> <td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>建 造 物 損 壊 事 故</td><td></td></tr> </tbody> </table>	交 通 事 故 の 種 别	点 数	死 亡 事 故	40点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点	建 造 物 損 壊 事 故		
交 通 事 故 の 種 別	点 数																									
死 亡 事 故	40点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点																									
建 造 物 損 壊 事 故																										
交 通 事 故 の 種 别	点 数																									
死 亡 事 故	40点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月末満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点																									
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点																									
建 造 物 損 壊 事 故																										

改定後					改定前					備考	
点数	区分	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上	点数	区分	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
別表3 処分期間の量定											
6~10点		20日	40日	60日		6~10点		20日	40日	60日	
11~15点	10日	30日	50日	70日		11~15点	10日	30日	50日	70日	
16~20点	20日	40日	60日	80日		16~20点	20日	40日	60日	80日	
21~25点	30日	50日	70日	90日		21~25点	30日	50日	70日	90日	
26~30点	40日	60日	80日	100日		26~30点	40日	60日	80日	100日	
31~35点	50日	70日	90日	110日		31~35点	50日	70日	90日	110日	
36~40点	60日	80日	100日	120日		36~40点	60日	80日	100日	120日	
41~45点	70日	90日	110日	130日		41~45点	70日	90日	110日	130日	
46~50点	80日	100日	120日	140日		46~50点	80日	100日	120日	140日	
51~55点	90日	110日	130日	150日		51~55点	90日	110日	130日	150日	
56~60点	100日	120日	140日	160日		56~60点	100日	120日	140日	160日	
61~65点	110日	130日	150日	170日		61~65点	110日	130日	150日	170日	
66点以上	120日	140日	160日	180日		66点以上	120日	140日	160日	180日	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-18)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第5項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-18)	根 抱 条 項:第90条第5項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)	処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-18)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第5項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-18)	根 抱 条 項:第90条第5項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)	処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-18)																		
根 抱 条 項:第90条第5項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-18)																		
根 抱 条 項:第90条第5項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法令の定め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項(免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-19)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第6項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-19)	根 抱 条 項:第90条第6項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)	処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-19)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第6項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-19)	根 抱 条 項:第90条第6項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)	処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-19)																		
根 抱 条 項:第90条第6項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)																		
処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-19)																		
根 抱 条 項:第90条第6項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第90条第2項(免許の拒否等)																		
処 分 基 準:運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-20)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第9項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-20)	根 抱 条 項:第90条第9項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-20)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第9項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-20)	根 抱 条 項:第90条第9項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-20)																		
根 抱 条 項:第90条第9項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-20)																		
根 抱 条 項:第90条第9項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-21)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第10項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-21)	根 抱 条 項:第90条第10項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-21)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第90条第10項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-21)	根 抱 条 項:第90条第10項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-21)																		
根 抱 条 項:第90条第10項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-21)																		
根 抱 条 項:第90条第10項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-23)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-23)	根 抱 条 項:第103条第1項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-23)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-23)	根 抱 条 項:第103条第1項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-23)																		
根 抱 条 項:第103条第1項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-23)																		
根 抱 条 項:第103条第1項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準 は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		

別紙1 (略)

別紙1 (略)

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-24)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第2項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-24)	根 抱 条 項:第103条第2項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)	処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-24)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第2項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-24)	根 抱 条 項:第103条第2項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)	処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-24)																		
根 抱 条 項:第103条第2項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)																		
処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-24)																		
根 抱 条 項:第103条第2項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免許の取消し、停止等)																		
処 分 基 準:運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-25)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第4項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-25)	根 抱 条 項:第103条第4項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-25)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第4項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-25)	根 抱 条 項:第103条第4項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-25)																		
根 抱 条 項:第103条第4項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-25)																		
根 抱 条 項:第103条第4項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令 第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		

別紙1 (略)

別紙1 (略)

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-26)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第7項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-26)	根 抱 条 項:第103条第7項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-26)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第7項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-26)	根 抱 条 項:第103条第7項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-26)																		
根 抱 条 項:第103条第7項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-26)																		
根 抱 条 項:第103条第7項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-27)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第8項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-27)	根 抱 条 項:第103条第8項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-27)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第103条第8項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-27)	根 抱 条 項:第103条第8項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-27)																		
根 抱 条 項:第103条第8項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-27)																		
根 抱 条 項:第103条第8項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-30)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抠 条 項:第107条の5第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-30)	根 抠 条 項:第107条の5第1項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-30)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抠 条 項:第107条の5第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-30)	根 抠 条 項:第107条の5第1項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-30)																		
根 抠 条 項:第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-30)																		
根 抠 条 項:第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項(自動車等の運転禁止等)道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条第1項(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課(電話043-274-2000) 聴聞係 処分係																		
備 考:																		

別紙1 (略)

別紙1 (略)

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-31)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抠 条 項:第107条の5第2項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-31)	根 抠 条 項:第107条の5第2項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-31)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抠 条 項:第107条の5第2項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-31)	根 抠 条 項:第107条の5第2項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-31)																		
根 抠 条 項:第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-31)																		
根 抠 条 項:第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第107条の5第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第40条第2項(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-32)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第107条の5第9項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-32)	根 抱 条 項:第107条の5第9項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法(5-32)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抱 条 項:第107条の5第9項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5-32)	根 抱 条 項:第107条の5第9項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法(5-32)																		
根 抱 条 項:第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法(5-32)																		
根 抱 条 項:第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

別紙1 (略)

別紙1 (略)

改定後	改定前	備考																														
<p>別紙</p> <p>運転免許の効力の停止等の処分量定基準 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令の規定による運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関し、必要な事項を定めるものとする。 (運転免許の効力の停止等の処分量定基準)</p> <p>第2条 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第38条第5項第2号イ）に該当する者 一般違反行為（令第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の2第3項の累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前歴の回数</th><th>累積点数</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前歴がない者</td><td>6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点</td><td>30日 60日 90日</td></tr> <tr> <td>前歴が1回である者</td><td>4点、5点 6点、7点 8点、9点</td><td>60日 90日 120日</td></tr> <tr> <td>前歴が2回である者</td><td>2点 3点 4点</td><td>90日 120日 150日</td></tr> <tr> <td>前歴が3回以上である者</td><td>3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点</td><td>120日 150日 150日 180日</td></tr> </tbody> </table> <p>注：前歴とは令別表第3の備考の1に規定する前歴をいう。以下同じ。</p> <p>(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び<u>一般原動機付自転車</u>（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者 前号の表に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。 なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前号の表に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。 (点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定)</p> <p>第3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号ロ又はハ）に該当する者 重大違反等若しくは道路外致死傷又は危険性帶有により免許の効力の停止の基準に該当す</p>	前歴の回数	累積点数	期間	前歴がない者	6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点	30日 60日 90日	前歴が1回である者	4点、5点 6点、7点 8点、9点	60日 90日 120日	前歴が2回である者	2点 3点 4点	90日 120日 150日	前歴が3回以上である者	3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点	120日 150日 150日 180日	<p>別紙</p> <p>運転免許の効力の停止等の処分量定基準 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令の規定による運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関し、必要な事項を定めるものとする。 (運転免許の効力の停止等の処分量定基準)</p> <p>第2条 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第38条第5項第2号イ）に該当する者 一般違反行為（令第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の2第3項の累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前歴の回数</th><th>累積点数</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前歴がない者</td><td>6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点</td><td>30日 60日 90日</td></tr> <tr> <td>前歴が1回である者</td><td>4点、5点 6点、7点 8点、9点</td><td>60日 90日 120日</td></tr> <tr> <td>前歴が2回である者</td><td>2点 3点 4点</td><td>90日 120日 150日</td></tr> <tr> <td>前歴が3回以上である者</td><td>3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点</td><td>120日 150日 150日 180日</td></tr> </tbody> </table> <p>注：前歴とは令別表第3の備考の1に規定する前歴をいう。以下同じ。</p> <p>(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び<u>原動機付自転車</u>（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者 前号の表に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。 なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前号の表に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。 (点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定)</p> <p>第3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号ロ又はハ）に該当する者 重大違反等若しくは道路外致死傷又は危険性帶有により免許の効力の停止の基準に該当す</p>	前歴の回数	累積点数	期間	前歴がない者	6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点	30日 60日 90日	前歴が1回である者	4点、5点 6点、7点 8点、9点	60日 90日 120日	前歴が2回である者	2点 3点 4点	90日 120日 150日	前歴が3回以上である者	3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点	120日 150日 150日 180日	<p>別紙と別紙2の内容は同一である。</p>
前歴の回数	累積点数	期間																														
前歴がない者	6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点	30日 60日 90日																														
前歴が1回である者	4点、5点 6点、7点 8点、9点	60日 90日 120日																														
前歴が2回である者	2点 3点 4点	90日 120日 150日																														
前歴が3回以上である者	3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点	120日 150日 150日 180日																														
前歴の回数	累積点数	期間																														
前歴がない者	6点、7点、8点 9点、10点、11点 12点、13点、14点	30日 60日 90日																														
前歴が1回である者	4点、5点 6点、7点 8点、9点	60日 90日 120日																														
前歴が2回である者	2点 3点 4点	90日 120日 150日																														
前歴が3回以上である者	3回である者 2点 3点 4回以上である者 2点 3点	120日 150日 150日 180日																														

改定後	改定前	備考																																												
<p>ることとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 重大違反唆し等・道路外致死傷（令第38条第5項第2号ロ） (ア) 令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれの右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大違反の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：重大違反の種別は、令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までの違反行為の種別をいう。</p> <p>(イ) 令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第2条第1号に定める基本量定に準じた期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路外致死傷の種別</th><th>専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間</th><th>中欄に規定する場合以外の場合における期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの</td><td>—</td><td>60日以上</td></tr> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td>60日以上</td><td>30日以上</td></tr> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td>30日以上</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注1：負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあっては、これら者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(カ)において同じ。</p> <p>2：この欄の「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。</p> <p>イ 危険性帶有（令第38条第5項第2号ハ） 次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。 (ア) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table>	重大違反の種別	期間	酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上	速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	30日以上	道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上	一般違反行為の種別	期間	整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上	<p>することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 重大違反唆し等・道路外致死傷（令第38条第5項第2号ロ） (ア) 令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれの右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大違反の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：重大違反の種別は、令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までの違反行為の種別をいう。</p> <p>(イ) 令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第2条第1号に定める基本量定に準じた期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路外致死傷の種別</th><th>専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間</th><th>中欄に規定する場合以外の場合における期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの</td><td>—</td><td>60日以上</td></tr> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td>60日以上</td><td>30日以上</td></tr> <tr> <td>人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td>30日以上</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注1：負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあっては、これら者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(カ)において同じ。</p> <p>2：この欄の「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。</p> <p>イ 危険性帶有（令第38条第5項第2号ハ） 次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。 (ア) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table>	重大違反の種別	期間	酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上	速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	30日以上	道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上	人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上	一般違反行為の種別	期間	整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上	
重大違反の種別	期間																																													
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上																																													
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	30日以上																																													
道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上																																												
一般違反行為の種別	期間																																													
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上																																													
重大違反の種別	期間																																													
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上																																													
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	30日以上																																													
道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3ヶ月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上																																												
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上																																												
一般違反行為の種別	期間																																													
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上																																													

改定後	改定前	備考																													
<p>(イ) 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。第4条において「使用者等」という。）がその者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第5項第1号又は第2号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>違反行為の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>酒気帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の2第2項第1号の特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</p> <p>(ウ) 交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置義務違反の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：上表において措置義務違反は、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(エ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項又は自動車損害賠償保障法第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第5項第2号ロに該当する場合を除く。）は、30以上の期間とする。</p> <p>(オ) 道路以外の場所で、自動車等を運転し、故意により建造物を損壊したときは180日の期間とする。</p> <p>(カ) 道路以外の場所で、自動車等を運転し、人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第2条第1号に定める処分の基本量定の期間に準じた期間とする。</p> <p>(キ) 自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30以上の期間とする。</p> <p>(ク) 免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間とする。</p> <p>(ケ) 免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60以上の期間とする。</p>	違反行為の種別	期間	酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日	酒気帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上	速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上	措置義務違反の種別	期間	人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日	物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上	<p>(イ) 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。第4条において「使用者等」という。）がその者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第5項第1号ロ又は第2号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>違反行為の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の2第2項第1号の特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</p> <p>(ウ) 交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置義務違反の種別</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反</td><td>30日以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注：上表において措置義務違反は、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(エ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項又は自動車損害賠償保障法第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第5項第2号ロに該当する場合を除く。）は、30以上の期間とする。</p> <p>(オ) 道路以外の場所で、自動車等を運転し、故意により建造物を損壊したときは180日の期間とする。</p> <p>(カ) 道路以外の場所で、自動車等を運転し、人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第2条第1号に定める処分の基本量定の期間に準じた期間とする。</p> <p>(キ) 自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30以上の期間とする。</p> <p>(ク) 免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間とする。</p> <p>(ケ) 免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60以上の期間とする。</p>	違反行為の種別	期間	酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日	酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上	速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上	措置義務違反の種別	期間	人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日	物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上		
違反行為の種別	期間																														
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日																														
酒気帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上																														
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上																														
措置義務違反の種別	期間																														
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日																														
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上																														
違反行為の種別	期間																														
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帶び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒氣帶び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日																														
酒氣帶び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒氣帶び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上																														
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上																														
措置義務違反の種別	期間																														
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日																														
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上																														

改定後	改定前	備考																					
<p>(コ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間とする。</p> <p>(サ) 前(ア)から(コ)までに掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間とする。</p> <p>(2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の2又は第33条の3）に該当する者</p> <p>第3条第1号アに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。</p> <p>なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、第3条第1号アに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反及び等又は道路外致死傷をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。</p> <p>注：重大違反及び等をした日は、唆した日又は助けた日とするものとする。</p> <p>（麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準）</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号への規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td><td></td></tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p> <p>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</p> <p>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</p> <p>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準)</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者 自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>(コ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間とする。</p> <p>(サ) 前(ア)から(コ)までに掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間とする。</p> <p>(2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の2又は第33条の3）に該当する者</p> <p>第3条第1号アに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。</p> <p>なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、第3条第1号アに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反及び等又は道路外致死傷をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。</p> <p>注：重大違反及び等をした日は、唆した日又は助けた日とするものとする。</p> <p>（麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準）</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号への規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td><td>180日</td></tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td><td></td></tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td><td>90日以上</td></tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p> <p>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</p> <p>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</p> <p>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準)</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者 自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者			
区分	期間																						
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日																						
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																							
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90日以上																						
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																							
区分	期間																						
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日																						
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																							
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90日以上																						
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																							

改定後	改定前	備考																										
<p>合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転禁止の基準（令第33条の2、第33条の3及び第40条）に該当する者</p> <p>前アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分の基本量定に準用する。</p> <p>なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前アに掲げる期間から、当該処分の理由となつた一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。</p> <p>(2) 点数制度によらない免許の効力の停止の処分量定</p> <p>次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号への規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。</td> <td>90日以上</td> </tr> <tr> <td>道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。</td> <td>60日以上</td> </tr> <tr> <td>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準）</p> <p>第6条 法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となつた一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなつたと</p> <p>合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなつた者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転禁止の基準（令第33条の2、第33条の3及び第40条）に該当する者</p> <p>前アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分の基本量定に準用する。</p> <p>なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前アに掲げる期間から、当該処分の理由となつた一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。</p> <p>(2) 点数制度によらない免許の効力の停止の処分量定</p> <p>次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号への規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。</td> <td>90日以上</td> </tr> <tr> <td>道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。</td> <td>60日以上</td> </tr> <tr> <td>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準）</p> <p>第6条 法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となつた一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなつたと</p>	区分	期間	他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日	2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	90日以上	道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	60日以上	共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。		(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき		(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき		区分	期間	他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日	2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	90日以上	道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	60日以上	共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。		(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき		(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき	
区分	期間																											
他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日																											
2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	90日以上																											
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	60日以上																											
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。																												
(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき																												
(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき																												
区分	期間																											
他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日																											
2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	90日以上																											
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	60日以上																											
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）。																												
(1) 共同危険行為等禁止違反を行なうおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき																												
(2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき																												

改定後	改定前	備考
<p>きの処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とする。 (処分量定に関する特例)</p> <p>第7条 一般違反行為をしたこと理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかつたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。</p> <p>2 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかつたときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。</p> <p>3 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して1年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。</p> <p>4 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となつた違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。</p> <p>5 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。 (取消し等の処分の軽減)</p> <p>第8条 一般違反行為をしたこと理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第2欄から第6欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたこと理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第3の2の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄から第9欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第4第1号から第3号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第5第1号から第4号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなつた者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができるものとする。</p> <p>(1) 免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者 ア 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたこと理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等及び道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第6項又は同第7項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。 欠格期間が1年に該当するときは、180日の免許の効力の停止に軽減することができる。 イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が2年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が1年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。</p> <p>(2) 免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。） ア 令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となつた行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、2年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が1年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となつた行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。 なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を</p> <p>きの処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とする。 (処分量定に関する特例)</p> <p>第7条 一般違反行為をしたこと理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかつたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。</p> <p>2 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかつたときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。</p> <p>3 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して1年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。</p> <p>4 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となつた違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。</p> <p>5 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。 (取消し等の処分の軽減)</p> <p>第8条 一般違反行為をしたこと理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第2欄から第6欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたこと理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第3の2の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄から第9欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第4第1号から第3号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第5第1号から第4号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなつた者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができるものとする。</p> <p>(1) 免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者 ア 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたこと理由として処分を行おう場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等及び道路外致死傷を理由として処分を行おう場合で、令第38条第6項又は同第7項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。 欠格期間が1年に該当するときは、180日の免許の効力の停止に軽減することができる。 イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が2年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が1年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。</p> <p>(2) 免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。） ア 令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となつた行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、2年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が1年を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。 なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を</p>		

改定後	改定前	備考																																																								
<p>与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。</p> <p>イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となつた行為をした日から2年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となつた行為をした日から1年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。</p> <p>なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。</p> <p>(3) 自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者</p> <p>ア 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により自動車等の運転を禁止される期間が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。</p> <p>イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。</p> <p>(停止等の処分の軽減及び猶予)</p> <p>第9条 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したこと、若しくは令別表第4第4号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなつた者又は危険性帶有により免許の効力の停止の基準に該当することとなつた者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る第2条から第7条に規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。）において、前記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができるものとする。</p> <p>（停止等の処分の期間の短縮）</p> <p>第10条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50パーセント未満の者については行わないこと。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えない範囲で処分期間の短縮を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">処分期間の短縮日数の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">受講者</th> <th colspan="3">考査成績別短縮日数</th> </tr> <tr> <th>処分区分</th> <th>講習区分</th> <th>処分日数</th> <th>優</th> <th>良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">免許の効力の停止</td> <td>短期講習</td> <td>30日</td> <td>29日</td> <td>25日</td> </tr> <tr> <td>中期講習</td> <td>60日</td> <td>30日</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車等の運転の禁 止</td> <td>長期講習</td> <td>90日</td> <td>45日</td> <td>40日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120日</td> <td>60日</td> <td>50日</td> </tr> </tbody> </table>	受講者		考査成績別短縮日数			処分区分	講習区分	処分日数	優	良	免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	中期講習	60日	30日	27日	自動車等の運転の禁 止	長期講習	90日	45日	40日		120日	60日	50日	<p>与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。</p> <p>イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となつた行為をした日から2年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となつた行為をした日から1年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。</p> <p>なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。</p> <p>(3) 自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者</p> <p>ア 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により自動車等の運転を禁止される期間が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。</p> <p>イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。</p> <p>(停止等の処分の軽減及び猶予)</p> <p>第9条 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したこと、若しくは令別表第4第4号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなつた者又は危険性帶有により免許の効力の停止の基準に該当することとなつた者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る第2条から第7条に規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。）において、前記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができるものとする。</p> <p>（停止等の処分の期間の短縮）</p> <p>第10条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50パーセント未満の者については行わないこと。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えない範囲で処分期間の短縮を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">処分期間の短縮日数の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">受講者</th> <th colspan="3">考査成績別短縮日数</th> </tr> <tr> <th>処分区分</th> <th>講習区分</th> <th>処分日数</th> <th>優</th> <th>良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">免許の効力の停止</td> <td>短期講習</td> <td>30日</td> <td>29日</td> <td>25日</td> </tr> <tr> <td>中期講習</td> <td>60日</td> <td>30日</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車等の運転の禁 止</td> <td>長期講習</td> <td>90日</td> <td>45日</td> <td>40日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120日</td> <td>60日</td> <td>50日</td> </tr> </tbody> </table>	受講者		考査成績別短縮日数			処分区分	講習区分	処分日数	優	良	免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	中期講習	60日	30日	27日	自動車等の運転の禁 止	長期講習	90日	45日	40日		120日	60日	50日	
受講者		考査成績別短縮日数																																																								
処分区分	講習区分	処分日数	優	良																																																						
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日																																																						
	中期講習	60日	30日	27日																																																						
自動車等の運転の禁 止	長期講習	90日	45日	40日																																																						
		120日	60日	50日																																																						
受講者		考査成績別短縮日数																																																								
処分区分	講習区分	処分日数	優	良																																																						
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日																																																						
	中期講習	60日	30日	27日																																																						
自動車等の運転の禁 止	長期講習	90日	45日	40日																																																						
		120日	60日	50日																																																						

改定後							改定前							備考
			150日 180日	70日 80日	60日 70日	50日 60日				150日 180日	70日 80日	60日 70日	50日 60日	
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	处分日数の80%に当たる日数	处分日数の70%に当たる日数		免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	处分日数の80%に当たる日数	处分日数の70%に当たる日数		
	中期講習	40日～89日	处分日数の50%に当たる日数	处分日数の45%に当たる日数	处分日数の40%に当たる日数			中期講習	40日～89日	处分日数の50%に当たる日数	处分日数の45%に当たる日数	处分日数の40%に当たる日数		
	長期講習	90日～180日	处分日数の45%に当たる日数	处分日数の40%に当たる日数	处分日数の35%に当たる日数			長期講習	90日～180日	处分日数の45%に当たる日数	处分日数の40%に当たる日数	处分日数の35%に当たる日数		

注：1 考査成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。
 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。
 4 令第33条の2第1項第8号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

注：1 考査成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。
 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。
 4 令第33条の2第1項第8号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に実施される免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

改定後	改定前	備考											
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名:道路交通法（5-33）</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 抱 条 項:第108条の3の5第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要:特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め:道路交通法第108条の3の5第1項(特定小型原動機付自転車 運転者講習の受講命令)</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 処 分 基 準: 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為 (以下単に「危険行為」という。)をした特定小型原動機付自転車運転者であって、 当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものに ついて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者 講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故により下半身不隨となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によつて道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合。 ・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であつて、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 ・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">問 い 合 わ セ 先:交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">備 考:</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法（5-33）	根 抱 条 項:第108条の3の5第1項	処 分 の 概 要:特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第108条の3の5第1項(特定小型原動機付自転車 運転者講習の受講命令)	処 分 基 準: 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為 (以下単に「危険行為」という。)をした特定小型原動機付自転車運転者であって、 当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものに ついて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者 講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故により下半身不隨となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によつて道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合。 ・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であつて、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 ・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき。 		問 い 合 わ セ 先:交通部交通総務課（電話043-201-0110）		備 考:		<p>(新設)</p>	
法 令 名:道路交通法（5-33）													
根 抱 条 項:第108条の3の5第1項													
処 分 の 概 要:特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令													
原権者(委任先):千葉県公安委員会													
法 令 の 定 め:道路交通法第108条の3の5第1項(特定小型原動機付自転車 運転者講習の受講命令)													
処 分 基 準: 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為 (以下単に「危険行為」という。)をした特定小型原動機付自転車運転者であって、 当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものに ついて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者 講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故により下半身不隨となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によつて道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合。 ・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であつて、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 ・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき。 													
問 い 合 わ セ 先:交通部交通総務課（電話043-201-0110）													
備 考:													

改定後	改定前	備考												
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法 令 名:道路交通法(5-<u>34</u>)</td></tr> <tr> <td>根 抱 条 項:第108条の3の<u>5第2項</u></td></tr> <tr> <td>処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令</td></tr> <tr> <td>原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td>法 令 の 定 め:</td></tr> <tr> <td>道路交通法第108条の3の<u>5第2項</u>(自転車運転者講習の受講命令)</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5- <u>34</u>)	根 抱 条 項:第108条の3の <u>5第2項</u>	処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:	道路交通法第108条の3の <u>5第2項</u> (自転車運転者講習の受講命令)	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法 令 名:道路交通法(5-<u>33</u>)</td></tr> <tr> <td>根 抱 条 項:第108条の3の<u>4</u></td></tr> <tr> <td>処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令</td></tr> <tr> <td>原権者(委任先):千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td>法 令 の 定 め:</td></tr> <tr> <td>道路交通法第108条の3の<u>4</u>(自転車運転者講習の受講命令)</td></tr> </table>	法 令 名:道路交通法(5- <u>33</u>)	根 抱 条 項:第108条の3の <u>4</u>	処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:	道路交通法第108条の3の <u>4</u> (自転車運転者講習の受講命令)	
法 令 名:道路交通法(5- <u>34</u>)														
根 抱 条 項:第108条の3の <u>5第2項</u>														
処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令														
原権者(委任先):千葉県公安委員会														
法 令 の 定 め:														
道路交通法第108条の3の <u>5第2項</u> (自転車運転者講習の受講命令)														
法 令 名:道路交通法(5- <u>33</u>)														
根 抱 条 項:第108条の3の <u>4</u>														
処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令														
原権者(委任先):千葉県公安委員会														
法 令 の 定 め:														
道路交通法第108条の3の <u>4</u> (自転車運転者講習の受講命令)														
<p>処 分 基 準:</p> <p>道路交通法第108条の3の<u>5第2項</u>に規定する危険行為(以下単に「危険行為」という。)をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 	<p>処 分 基 準:</p> <p>道路交通法第108条の3の<u>4</u>に規定する危険行為(以下単に「危険行為」という。)をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 													
問い合わせ先: 交通部交通総務課(電話043-201-0110)	問い合わせ先: 交通部交通総務課(電話043-201-0110)													
備 考:	備 考:													

改定後 処 分 基 準 <u>令和5年7月1日作成</u>	改定前 処 分 基 準 <u>令和5年4月1日作成</u>	備考
<p>法 令 名:道路交通法(5-<u>35</u>)</p> <p>根 抱 条 項:第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要:運転免許取得者等教育の認定の取消し</p> <p>原権者(委任先):千葉県公安委員会</p>	<p>法 令 名:道路交通法(5-<u>34</u>)</p> <p>根 抱 条 項:第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要:運転免許取得者等教育の認定の取消し</p> <p>原権者(委任先):千葉県公安委員会</p>	
<p>法 令 の 定 め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条 (課程の基準)</p>	<p>法 令 の 定 め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条 (課程の基準)</p>	
<p>処 分 基 準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p>	<p>処 分 基 準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先:千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)</p>	<p>問 い 合 わ せ 先:千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)</p>	
<p>備 考:</p>	<p>備 考:</p>	
<p>別紙1 及び別紙2 (略)</p>	<p>別紙1 及び別紙2 (略)</p>	

改定後 処 分 基 準 <small>令和5年7月1日作成</small>	改定前 処 分 基 準 <small>令和5年4月1日作成</small>	備考
<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.6</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、 第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.5</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、 第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2（略）	別紙1及び別紙2（略）	